# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名		
29	阿久根市	予防接種関係事務	基礎項目評価書

### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

阿久根市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

#### 評価実施機関名

阿久根市長

#### 公表日

令和3年12月23日

[平成31年1月 様式2]

#### 阻油棒却

_I 関連情報							
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務							
①事務の名称	予防接種に関する事務						
②事務の概要	1 予防接種法の規定に基づき、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析等の処理を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ① 予防接種法による予防接種の実施対象者把握 ② 予防接種履歴の管理 ③ 予防接種を受けたことによる健康被害の救済措置 2 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ① ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ② 予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ③ 予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。						
③システムの名称	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、ワクチン接種記録システム(VRS)						
2. 特定個人情報ファイル	名						
予防接種対象者ファイル、宛名	・ ・情報ファイル						
3. 個人番号の利用							
法令上の根拠	・番号法第9条第1項、 別表第一 10の項 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条						
4. 情報提供ネットワークシ	ノステムによる情報連携						
①実施の有無	<選択肢>						
②法令上の根拠	(情報提供事務) 番号法第19条第8号 別表第二 16の2,16の3項 (情報照会事務) 番号法第19条第8号 別表第二 16の2,17,18,19の項						
5. 評価実施機関における	担当部署						
①部署	健康増進課						
②所属長の役職名	健康増進課長						
6. 他の評価実施機関							
_							
7. 特定個人情報の開示・							
請求先	阿久根市情報公開・個人情報保護担当 899-1696 鹿児島県阿久根市鶴見町200番地 問合せ先電話番号 0996-73-1211						
8. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ						
連絡先	阿久根市情報公開・個人情報保護担当 899-1696 鹿児島県阿久根市鶴見町200番地 問合せ先電話番号 0996-73-1211						

## Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1万人以上10万人未満 ]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
_	いつ時点の計数か	令和	13年12月20日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か		13年12月20日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

# Ⅲ しきい値判断結果 しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

# Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価	面書の種類							
[ 基礎	項目評価	書 ]		1) 2)	(選択肢> ) 基礎項目評価書 ) 基礎項目評価書及ひ ) 基礎項目評価書及ひ	『重点項目評価書 『全項目評価書			
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。									
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)									
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]	1)	〔選択肢> )特に力を入れている ○十分である ○課題が残されている				
3. 特定個人情報の使用									
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[	十分である	]	1)	(選択肢> )特に力を入れている )十分である )課題が残されている				
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[	十分である	]	1)	(選択肢> )特に力を入れている )十分である )課題が残されている				
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない									
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[	十分である	]	1)	(選択肢> ) 特に力を入れている ) 十分である ) 課題が残されている				
5. 特定個人情報の提供・移転	太(委託や	情報提供ネットワー	クシステム	を通じた提供を除	€<。) [	]提供・移転しない			
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[	十分である	]	1) 2)	「選択肢> )特に力を入れている ○十分である ○課題が残されている				
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続			ない(入手) [	]接続しない(提供)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[	十分である	]	1) 2) 3)	(選択肢>) 特に力を入れている) 十分である ) 課題が残されている				
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[	十分である	]	1)	<ul><li>(選択肢≥)</li><li>特に力を入れている</li><li>十分である</li><li>) 課題が残されている</li></ul>				
7. 特定個人情報の保管・決	肖去								
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[	十分である	]	1)	<ul><li>(選択肢≥)</li><li>特に力を入れている</li><li>十分である</li><li>) 課題が残されている</li></ul>				
8. 監査									
実施の有無	[0]	自己点検	[ ]	内部監査	[ ] 外部監	査			
9. 従業者に対する教育・唇	発								
従業者に対する教育・啓発	[	十分に行っている	]	1) 2)	<ul><li>(選択肢&gt;</li><li>) 特に力を入れて行っ</li><li>) 十分に行っている</li><li>) 十分に行っていない</li></ul>	ている			

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	②所属長	健康増進課長 児玉 秀則	健康増進課長	事後	新様式に対応
令和1年6月1日	Ⅳ リスク対策	_	9項目追加	事後	新様式に対応
令和3年5月14日	I−1−② 事務の概要	予防接種法の規定に基づき、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析等の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種法による予防接種の実施対象者把握 ②予防接種履歴の管理 ③予防接種を受けたことによる健康被害の救済措置	お型コロナウイルス感染症対策に係る予防	事後	
令和3年5月14日	Ⅰ -1-③ システムの名称	健康管理システム、団体内統合宛名システム、 中間サーバ	健康管理システム、団体内統合宛名システム、 中間サーバ、ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	
令和3年5月14日	I−3 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 10の項	・番号法第9条第1項、 別表第一 10の項 ・番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感 染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第5号(委託先への提供) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令 第10条	事後	
令和3年5月14日	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	令和1年6月1日 時点	令和3年5月14日 時点	事後	
令和3年5月14日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	令和1年6月1日 時点	令和3年5月14日 時点	事後	

変更日	項目変更前の記載		変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年8月17日	I −1−② 事務の概要	1 予防接種法の規定に基づき、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析等の処理を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ① 予防接種法による予防接種の実施対象者把握 ② 予防接種履歴の管理 ③ 予防接種を受けたことによる健康被害の救済措置 2 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ① ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ② 予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。	1 予防接種法の規定に基づき、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析等の処理を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ① 予防接種法による予防接種の実施対象者把握 ② 予防接種履歴の管理 ③ 予防接種を受けたことによる健康被害の救済措置 2 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ① ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ② 予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ③ 予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種記明書の交付を行う。	事後	
令和3年8月17日	I−4−② 法令上の根拠	(情報提供事務) 番号法第19条第7号 別表第二 16の2項 (情報照会事務) 番号法第19条第7号 別表第二 16の 2,17,18,19の項	(情報提供事務) 番号法第19条第8号 別表第二 16の2,16の3 項 (情報照会事務) 番号法第19条第8号 別表第二 16の 2,17,18,19の項	事前	令和3年9月1日に施行される 番号法の改正に伴う変更
令和3年8月17日	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	令和3年5月14日 時点	令和3年8月10日 時点	事後	
令和3年8月17日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	令和3年5月14日 時点	令和3年8月10日 時点	 事後	
令和3年12月23日	I-3 法令上の根拠	み) ・番号法第19条第5号(委託先への提供) ・行政手続における特定の個人を識別するため	・番号法第9条第1項、 別表第一 10の項 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感 染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令 第10条	事後	
令和3年12月23日	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	令和3年8月10日 時点	令和3年12月20日 時点	 事後	
令和3年12月23日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	令和3年8月10日 時点	令和3年12月20日 時点	事後	